

土地売却公告

次のとおり公告します。

令和5年2月1日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

九州新幹線建設局長 瓜生 良知

- 1 物件番号 大村一4
- 2 物件の所在及び面積 大村市諏訪三丁目 548 番地 1
80.50 m² (実測)
- 3 売却方法 公募抽選方式による売却
- 4 公募価格 **848,000 円**
- 5 参加不適格者
次の各号に該当する場合は、抽選に参加することができません。
 - ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月1日機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当する者（別紙のとおり）
 - ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6 案内書の配布
抽選に参加ご希望の方は、「公募抽選方式による土地売却に関する案内書」（以下「案内書」といいます。）を鉄道・運輸機構九州新幹線建設局用地部用地第二課にて配布しておりますので、ご覧のうえお申込みください。
- 7 応募受付期間
令和5年2月1日から令和5年2月13日12:00までの受付とします。
- 8 応募先 〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号（シティ17ビル）
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 用地部用地第二課
- 9 応募方法
(1) 案内書の内容を確認のうえ、官製はがきにより、応募される物件の ①物件番号、②購入申込者の住所及び氏名（押印）、③年齢、④電話番号を記載して応募してください。
応募された方には、「受理証」を発行します。受理証には受理番号を付しますので、

この受理番号を抽選日当日の抽選番号とします。

- (2) はがき 1 枚で 1 物件のみの応募とし、はがき 1 枚で複数の物件の応募があったものについては無効とします。
- (3) 一つの物件については、一人一回（はがき 1 枚）のみの応募とし、同一人から同一物件に複数の応募があったものは、当該物件に対する応募の全部を無効とします。
- (4) 必要な記載項目が記載されていない応募については、無効とする場合があります。

10 応募にあたっての留意点

- (1) 物件に関する事前の現地説明は行いません。案内書に添付している物件説明書を熟読のうえ、抽選日までに現地及び物件の状況を必ずご確認ください。抽選の参加にあたっては、現地及び物件説明書に記載された事項をすべて承知されたものとします。
なお、当選された方については、当選決定後に現地説明を行います。（日時は電話等で連絡いたします。）
- (2) 土地利用等に関する公法上の規制その他については、応募者自身の責任において更に調査確認してください。
- (3) 鉄道・運輸機構表示の地積と現地の地積の差異があった場合については、異議の申し立てを行わないものとします。
- (4) 土地の数量不足を発見しても履行の追完、売買代金の減免、損害賠償の請求及び契約の解除はできないものとします。
- (5) 土地に存する樹木、立看板、電柱、建設物等の基礎及び地下埋設物等は、現状のままです。引渡すものとし、機構に対し異議の申立てを行わないものとします。
- (6) 土地が契約の内容に適合しない場合であっても機構は責任を負わないものとします。

11 抽選日時及び抽選場所

令和 5 年 2 月 14 日（火）10 時から鉄道・運輸機構九州新幹線建設局用地部で行います。

12 抽選方法及び抽選結果

- (1) 抽選は各物件毎に行い、当選者のほか当選者が買受けを辞退した場合に繰上げ当選者となる補欠者をあわせて決定します。その結果を鉄道・運輸機構九州新幹線建設局内に掲示すると共に、当選者及び補欠者に電話及び郵送で連絡いたします。
- (2) 当選者で契約の締結又は代金納入をされない方は、次回以降の申込資格がなく、応募者となることはできません。

13 売買契約の締結

契約手続きは、鉄道・運輸機構が行います。

当選者は、案内書に添付の土地売買契約書により機構と売買契約を締結します。契約にあたっては、個人の場合は住民票、法人の場合は資格証明書を提出していただきます。

売買契約書締結の際、現地及び案内書、物件説明書記載事項について「確認書」を

提出していただきます。(案内書に添付しております。)

14 代金支払及び所有権移転登記等

- (1) 契約締結後、鉄道・運輸機構が発行する支払請求書により契約日の翌日から起算して 20 日以内にお支払いいただきます。代金納入の確認後、鉄道・運輸機構が所有権移転登記を申請します。
- (2) 売買契約書(鉄道・運輸機構保管用 1 部)に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用はご購入者の負担となります。

15 お問い合わせ先

福岡県福岡市博多区祇園町 2 番 1 号 (シティ 17 ビル)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

九州新幹線建設局 用地部用地第二課 電話 092-283-9504 FAX 092-283-9594

別紙

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（抄）

平成 15 年 10 月 1 日

機構規程第 78 号

（一般競争に参加させてはならない者）

第 4 条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者を参加させてはならない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第 5 条 契約担当役は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員（事務所限定職員、再雇用職員及び常勤嘱託を含む。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 機構に提出した書類に虚偽の記載をした者
- (7) その他機構に著しい損害を与えた者
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行なった者
- (9) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 契約担当役は、経営状態が著しく不健全であると認める者を一般競争に参加させないことができる。